

令和4年(ワ)第3495号貸金返還請求事件

令和4年(ワ)第3562号賃料等支払請求事件

令和4年(ワ)第3614号損害賠償請求事件

原告 砂川智秀

被告 呉屋順子外3名

原告準備書面7

令和5年4月26日

大阪地方裁判所第8民事部1ア係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 星 雄 介



被告呉屋作成の令和5年3月9日付け準備書面(以下「被告呉屋準備書面」という。)、被告中原作成の令和5年2月20日付け準備書面(以下「被告中原準備書面」という。)及び被告カゾック作成の令和5年3月10日付け準備書面(2)(以下「被告カゾック準備書面(2)」という。)に対して、以下のとおり、反論する。なお、略語等は従前の例による。

第1 被告呉屋準備書面に対する反論

1 原告が立ち上げた法人等に関する主張について

被告呉屋は、原告が立ち上げた各種法人や組合等について不知などと主張する(被告呉屋準備書面第1の1項(1)~(3))。

しかしながら、被告ラヴィーダは本件LLPの組合員であるところ、被告

呉屋は、本件LLPの宮古島支部を立ち上げる際に、その代表となることを承諾し、甲18の規約に実印で押印した。本件LLPの宮古島支部立ち上げについては、本件LLPの会議の内容を記録した議事録（甲32）に議題①として明記されているところ、被告呉屋もかかる議事録に実印で押印し、承認している。また、被告呉屋は、原告の指示に基づいて、ゆうちょ銀行で本件LLP宮古島支部の通帳を「Trust Relation 有限責任事業組合」との名義で開設していたのであって（後に通帳は被告呉屋が持ち去った）、本件LLPについて不知ということはない。

さらに、被告呉屋は、自然環境保護協会にも役員として入っていたが（甲78）、就任承諾書（甲79）に実印で押印しており、不知ということはない。

2 契約の成立及び動物保護事業の運営主体等について

被告呉屋は、建物賃貸借契約（甲1）、業務委託契約（甲2、甲19）、改修工事請負契約（甲17）及び金銭消費貸借契約書（甲20）などの締結を否認し、動物保護事業及び宮古島アニマルレスキューチームの運営は、実質的にも被告呉屋ないし被告ラヴィーダが行っていた旨主張する（被告呉屋準備書面第1の1項（2）及び（3）、同12項（1））。

しかしながら、以下のとおり、いずれの主張も失当である。

（1）契約締結について

ア 契約書の成立の真正について

甲1、2、17の1～9及び20は、原告の目前で被告呉屋が署名し、実印で押印したものである。甲19は実印ではないが、甲19に押印されている印鑑の印影と、甲9及び本件訴訟で被告呉屋が使用している印鑑の印影は同一である。

被告呉屋の実印ないし上記印鑑は、被告呉屋がその自宅で保管していたものであり、原告が被告呉屋に無断で押印することは不可能であるから、

上記各書面の印影が被告呉屋の実印ないし印鑑の印章によるものである以上、それは被告呉屋によって押印されたものと推定されるから、上記各書面は真正に成立したものと推定される。

したがって、被告呉屋において、上記各契約書の成立の真正を争うのであれば、まずは被告呉屋の当時の印鑑証明書を証拠提出すべきである。

イ 動物保護事業に関する客観的な資金の流れは、契約が成立していないとすれば起こりえないものであること

動物保護事業の遂行に必要な資金については、共同事業参加契約書（甲43）や業務委託契約書（甲2、甲19）に基づいて、原告が管理する各種法人ないし組合から、被告呉屋に対して、多額の金員が支払われている（甲22、23、40、41）。被告呉屋は、これらを受取拒否せずに、当然のように受領し、費消している。

このような資金の流れになっているのは、被告ラヴィーダが本件LLPの組合員であり、かつ、被告呉屋が共同事業参加契約及び業務委託契約を締結したうえで原告の依頼・指示に基づき、原告が行う動物保護事業の現場監督的立場をつとめていたからに他ならない。

ウ 被告呉屋は、契約に基づく弁済を行っていること

被告呉屋は、甲20の契約に基づいて、NGO環境開発機構に対し、平成29年11月16日から平成30年8月2日にかけて、合計64万円の返済を行っている（甲23）。

本件訴訟における被告呉屋の主張（動物保護事業に原告が無関係であり、また被告呉屋の関知しないところで甲20の契約書が作成された）が真実であるとするならば、かかる支払いが行われるはずがないが、実際に振り込まれているのであって、原告主張のとおり契約が締結されていたことは明らかである。このような支払いを行った理由を明示されたい。

エ 被告呉屋は本件訴訟に至るまでは各種契約の締結自体は争っていないか

ったのであり、過去の言動と矛盾すること

本件訴訟提起に至るまでの間、原告（あるいはその支援者）と被告呉屋との間では、メールや郵便等によるやりとりが複数回行われていた。これらのやりとりのうち、甲29、30及び31などでは、各種契約の内容について言及こそされているものの、被告呉屋はこれらの契約の成立そのものに対して異議を唱えていない。本当に契約締結行為自体が存在せず、契約書がねつ造されたものであったのであれば、その時点でその旨指摘されているはずであるところ、そのような指摘がされたことは一度たりともないのである。かかる被告呉屋の過去の言動に鑑みれば、業務委託契約成立そのものを否定する主張に合理性がないことは明らかである。

(2) 動物保護事業及び宮古島アニマルレスキューチームの実質的な運営は原告が行っていたのであり、被告呉屋ないし被告ラヴィーダは原告の指示に基づいて動いていたに過ぎないこと

ア 被告ラヴィーダの設立手続きは原告が行ったこと

被告ラヴィーダは、動物の生態研究及び動物保護を目的に、原告が自宅で保護活動を行っていたことから、原告の自宅不動産（阿倍野区北島1-15-19）を拠点とする内容で、原告が登記手続きを行った。被告呉屋が設立したのであれば、原告の自宅不動産を主たる事務所とする理由はないはずである。

定款や法人印の作成（甲80）、預金口座の開設など、設立に必要な物は原告が全て用意した。

イ 動物保護事業等に必要な資金提供等のお膳立てはすべて原告が行い、経営戦略について指導を行っていたこと

動物保護事業に用いられている本件土地（甲60）、本件建物（甲61）及び本件施設（甲81）は、いずれも原告の所有である（甲82、甲83）。動物の飼育器具及び動物の生体もすべて原告が資金提供したのであって、

被告呉屋は、動物保護事業の事業資金について何ら負担していない。

また、原告は、被告呉屋に対し、被告ラヴィーダの事業をどのように進めていくべきかについて記載したメールを送るなどしていたし、業務上の指示を出すこともしていた（甲84～88）。

ウ 被告ラヴィーダの役員は原告になることが当初から予定されていたこと

設立当時、被告ラヴィーダの役員は、原告が他業務で宮古島に常駐できなかったこともあり、形式的には被告呉屋を役員とする内容で登記した（甲89）。なお、被告呉屋は被告ラヴィーダの住所地を原告に無断で変更している。甲90）。もっとも、実質的な事業主体は原告であったから、いずれ原告を理事とする予定であった。このことは、業務委託契約書第1条6項（甲2）、甲21、甲32の各記載から明らかである。

また、役員変更が予定されていたことは、原告が被告呉屋に対して送ったメール（甲91～93）の内容からも明らかである。すなわち、原告主張書面（6）13項記載のとおり、平成29年10月頃から原告と被告呉屋との間で、従前から予定していた被告ラヴィーダの役員変更を行うことなども含めた被告ラヴィーダの事業体制等について話し合われ、同年11月7日に業務委託契約書（甲19）が交わされたところ、かかる合意に基づき、原告は同日、被告呉屋に対し、メール（甲91）で就任承諾書（甲21の基になったもの）を送付する等していた。

その後、平成30年2月9日に甲19の契約書を具体化するため、甲2の業務委託契約書を作成し、その際、役員変更についても明示し（業務委託契約第1条6項）、被告呉屋もこれを承認していたにもかかわらず、なかなか手続きをすすめなかったため、原告は同年6月8日に被告呉屋に対して手続きを促したところ、提出場所が分からないとの回答があったため、大阪法務局で手続きすることを知らせるなど役員登記の変更を指示する内容のメールを送付した（甲92）。同月11日には、理事の入れ替えを行

うことを具体的に示してメールを送付した（甲93）。

被告呉屋は、上記の流れの中で甲2に署名押印しており、被告ラヴィーダの役員変更を承認していた。この点、被告呉屋は、被告呉屋第1準備書面第2（7）において「役員変更する予定であった」ことを自白していることとも整合する。

エ 宮古島アニマルレスキューチームは原告が立ち上げたこと

被告呉屋は、平成29年（2017年）頃、本件動物保護事業とは別に、宮古島ドッグレスキュー（以下「ドッグレスキュー」という。甲94）という団体の活動に参加しており、当時の自宅（借家）で犬猫などを保護していた。ところが、被告呉屋は、ドッグレスキューの代表であった訴外佐藤との間でトラブル（被告呉屋によれば意見が合わないということであった。）を起こし、ドッグレスキューに参加しなくなった。

被告呉屋は、原告に対し、今後も保護犬活動を行いたい、また、犬に限らず動物全般の保護活動を行いたいと話していた。原告は、被告呉屋のそうした要望を聞き入れ、原告が資金提供し、犬猫の保護活動をするために宮古島アニマルレスキューチームを立ち上げることにした。「アニマルレスキューチーム」という名前は、訴外佐藤のドッグレスキューを参考にし、犬以外の動物もレスキューするという想いで原告が名付けたものである。

宮古島アニマルレスキューチームの立ち上げは、同年7月に行われた本件LLPの会議内容を記録した議事録に議題①として明記されているところ、被告呉屋も実印で押印し、承認している（甲32、33）。

また、原告は、宮古島アニマルレスキューチームのロゴ作成を第三者に依頼し、当該ロゴをもって商標登録するように被告呉屋に指示を出していた（甲96）。

以上のとおり、原告は、被告呉屋からの相談を受けて検討した結果、本件施設を用いて宮古島アニマルレスキューチームを立ち上げたのであるが、

被告呉屋は、自身が現場を任されていることを奇貨として、原告を不当に排除しようとしたのである。

オ 小括

上記のように、原告が動物保護事業を発案し、事業資金及び事業用地を提供し、被告呉屋はこれらを利用していたにすぎないこと、被告ラヴィーダの設立手続きを原告が行ったこと、いずれは原告を理事とする役員変更を予定していたこと、そのことを被告呉屋も理解していたことなどに鑑みれば、動物保護事業の実質的な事業主体は原告であって、被告呉屋は宮古島のいち駐在員として権利関係を決めた上で原告に雇われていたに過ぎないことは明らかである。

被告呉屋は、単に原告の主張を否認するのみで、自らが動物保護事業の実質的な事業主体であることについて何ら具体的な主張をしていないところ、その主張に合理性は認められない。

3 時系列について

(1) 被告呉屋が宮古島に移住する経緯について

被告呉屋は、原告が被告呉屋に対して宮古島行きを打診したことについて否認する（被告呉屋準備書面第2の4項（3））。

しかしながら、被告呉屋の主張（被告呉屋準備書面第2の4項（3）「平成21年に原告は動物のためにボランティア活動をしてみないか、するならば資金援助ができるという打診を受けていた」、同10項（1）「資金はあるので慈善活動のためボランティアに専念して欲しいという原告の説明を信じて仕事をやめて宮古島に移った」との記載がある。なお、甲40記載のとおり平成27年も資金援助しており、資金援助がないとの被告呉屋の主張は事実と反する。）によっても、宮古島行きの提案は原告がしたことが明らかであるし、原告が資金提供するという内容が含まれていたことにも争いはない。

被告呉屋は、自身の貯金を切り崩すこともあったなど些末な点について縷々主張するが、仮にそのようなことがあったとしても「原告による宮古島行き の提案（資金援助の提案）⇒被告呉屋の宮古島行き の決断」という構図は変わらない。

この点に関する被告呉屋の主張は、動物保護事業の実質的な実施主体が被告呉屋ではなく原告であるという原告の主張に対する有意な反論とはなっていない。

(2) 被告ラヴィーダの設立手続等について

被告呉屋は、被告ラヴィーダの設立手続を原告が行ったことを否認し、その理由として被告呉屋が代表になっていることを挙げるが（被告呉屋準備書面第2の5項（1））、失当である。

そもそも、原告が他業務との兼ね合いで宮古島に常駐できないことから、被告呉屋が現場監督的な役割を担うことは当初から予定されており、被告ラヴィーダの代表も形式的には被告呉屋が就任することが最初から決まっていた。そして、原告は、かかる方針に基づいて、被告呉屋を代表とする内容で被告ラヴィーダの設立手続きを行ったのである。

原告が設立に関する手続きを行ったことは、被告ラヴィーダの法人印の発注を原告が行っていること（甲80）から明らかである。

(3) 本件施設の建設に関わる経緯について

被告呉屋は、本件施設の建設経緯について不知などと主張する（被告呉屋準備書面大2の7～10項）。

しかしながら、以下の経緯に鑑みれば、被告呉屋は建設経緯に関わっていることが明らかである。

ア 事業実施場所の選定時点から関わっていたこと

動物保護事業については、2007年頃（平成19）から構想をはじめていたが、当初の候補地は、海外であれば南米やインドネシアを、日本国

内であれば西表島、石垣島、宮古島などを考えており、それを前提として、動物保護事業の実施場所に建築する建物の設計等も考えていた。原告は、被告呉屋にもこれらの内容を伝えていた。被告呉屋は南米の気候等について調べて原告にメールで報告するなどしている（甲96、97）。

最終的に、海外では費用面から現実的ではないこと、移動に不便であること、石垣島についてはハブが生息していて危険であることなどに鑑みて宮古島で実施する方向となったのである。

イ 図面作成にあたって原告にアドバイスしていたこと

原告は、平成19年頃から、動物保護事業を本格的に実施する場合を見越して、本件施設の平面図をエクセルで作成していたが、図面作成にあたって被告呉屋からアドバイスを受けたこともある（被告呉屋は、高校卒業後、建築関係の専門学校を卒業していたため、このようなアドバイスが可能だった。）。このように、本件施設の建設は、被告呉屋の宮古島行きが決まる以前から話題に上っていたのであり、その経過を被告呉屋が知らないということはありません。

ウ ボーリング調査について

被告呉屋は、ボーリング調査の実施についても不知などと主張する（被告呉屋準備書面第2の7項（4））。しかし、ボーリング調査は、当然であるが、本件施設を建設する本件土地に関して行われるところ、当時、被告呉屋は毎日動物の世話をするために本件土地で過ごしていたのであるから、敷地内で行われているボーリング調査を知らないということは現実的にあり得ない状況である。

エ タイシン及びアクアマインドとのやりとりについて

(7) 動物保護事業の現場監督であった被告呉屋は本件施設の工事について、再三にわたって、タイシンやアクアマインドなどとやりとりしており、工事に一切関わっていないとの主張は事実と反する。

具体的には、工事が進まない状況に苛だつた被告呉屋は、原告に対して不満をぶつけるようになったが、原告に対して不満をぶつけられても、作業を進めないのはタイシンやアクアマインドであり、原告としてどうしようもなかった。そこで、原告は、被告呉屋に対し、そこまで不満があるのであれば、自分自身でタイシンやアクアマインドとやりとりするように伝えた。そうしたところ、被告呉屋は、自然環境保護協会のメールを使って、タイシン、アクアマインドあるいはタイシンを原告に紹介した訴外山本に連絡するようになった（甲98）。もっとも、被告呉屋はメールの文面を自ら考えることが出来ず、原告に助言を求めてきたため、原告が口頭で文面を話し、それを被告呉屋がタイピングしてメールをしていた。

- (イ) 水漏れについても、水漏れの状況を撮影して（甲99）原告に報告してきたのは被告呉屋であつて、水漏れ的事实を被告呉屋が知らないということとはあり得ない。
- (ウ) 被告呉屋は、被告呉屋とタイシンとの本件工事請負契約②に関しても否認するが、原告はそれ以前にタイシンと甲8の契約書を取り交わし済みであつて、それ以上に被告呉屋名義で二重に契約するメリットは皆無である。被告呉屋が完成後の本件施設の所有権を主張するために、原告に無断でタイシンと甲9の契約を締結したとしか考えられないのである。
- (エ) 水槽設置計画は、被告呉屋も周知の事実であり、情報は共有していたので不知ということとはありえない。
- (オ) 甲9の契約書作成以降に現場を仕切っていたのは被告呉屋であり、原告の電話にも一切出ずに無視し続けていた。建設業者の現場入りに許可を出していたのは被告呉屋であり、その際に被告呉屋が作成した許可書も残っている（甲100）。そのような状況であつたので、業者は値上げの見積を被告呉屋に出していた（甲101）。被告呉屋とタイシンとの間の契約であるにも関わらず、原告に対して不当な請求が来たので、原告は被告呉

屋に対し、何度も確認の電話をしたが、被告呉屋は電話に一切出なかった。

原告がタイシン及びアクアマインドに被告呉屋と契約するように言った事実は一切ない。それどころか、組合員山からは業者は詐欺的なので契約は何もしないようにと被告呉屋に伝えていたにも関わらず、被告呉屋は、訴外山との電話後に相場の約6～7倍の額で防水工事契約を締結し、その後タイシン及びアクアマインドと一緒に原告に不当な請求をかけてきたのである。

被告呉屋と通じたタイシン及びアクアマインドは、甲9の契約当事者ではない原告の実家を襲い、母親と叔母に、甲9の契約について保証人欄への署名を強要した。被告呉屋は原告のメールや電話を全て無視していたため、原告は訴外高群から被告ラヴィーダの役員に対し、内容証明を送ってもらったが被告呉屋はその内容証明にも真摯に答えなかった。

(カ) 被告呉屋は、訴外高群が支援者か不知と主張するが、その訴外高群に対して金員の支払いを要求している（甲102）。

被告呉屋は、平成27年12月5日に引き起こした虚偽被害申告騒動に関して、現場に駆け付けた警察官に対して、被害はないとの事実と反する報告をした。

しかしながら、その後、被告呉屋は、かかる騒動はアクアマインド及びタイシンと共謀したものであること、原告に金員を支払わせるために被告呉屋が訴外高群に虚偽のメール（甲12）を送ったことを認めた。

以上の経過があるからこそ、その後の業務委託契約（甲2）等の締結に繋がるのである。

(キ) 被告呉屋は、タイシンなどが本件施設を破壊した事実について不知などと主張する。しかし、被告呉屋は、普段からタイシンが現場に入る許可（甲100）を出しており、部外者を無断で現場に入らせることは行っていなかったのであるから、かかる破壊行為の当ても被告呉屋の許可が無けれ

ばタイシンらが侵入することは不可能であった。また、被告呉屋は、本件施設に常駐していたのだから大規模な破壊行為に気付かないことはあり得ない。原告への不当な請求を業者と共に行っていたことに鑑みても、被告呉屋はむしろタイシンらの破壊行為を黙認していたことが推認される。

オ 業務委託契約について

被告呉屋は、上記のとおり、現場監督でありながら業者の破壊行為に加担したが、それについて原告が損害賠償請求を検討している旨を伝えると、被害弁償すると述べたため、原告は甲17の各工事契約を締結した。もっとも、当該契約時点で、被告呉屋に支払能力が無いことは明らかであったため、委託事業の現場監督及び募金活動を行ってもらい、それにより集まる募金から工事費を回収するというスキームにしたのである。そして、タイシンらが破壊した施設の改修工事は、甲17の各契約に基づいて工事が進められた。

このように、被告呉屋は、自らが引き起こした破壊行為の損害賠償請求を回避するため、甲17の各契約を締結して原告に工事をさせたのであるが、かかる代金の支払いとして64万円を支払ったのみで、その後は支払いを滞納している。

カ 資金提供について

被告呉屋は、動物保護事業に関し、原告からの資金提供がなかったなどと主張する。

しかしながら、被告呉屋には、本件LLPから2,859,853円を、コンフィデンスから5,890,000円を支払っているし（甲40、41）、本件業務委託契約に基づく支払いとしては、LLCから5,330,000円を支払っている（甲22）。このように合計13,000,000円あまりの多額の金員が渡っており、資金提供が無かった等ということとはあり得ない。

他方、被告呉屋は、甲1の契約に基づいて、本件建物及び本件施設を使

用していたが、賃料を支払うことなく、あろうことか鍵を持ち出して不法占拠を続けている。

キ 訴外宮里所有不動産の購入に関して

甲49～58の内容のとおり、宮里獣医を原告団体の専属医として迎え、代わりに相場の3割程の価格で原告が宮里獣医の不動産を買い取る話が進んでいた。

もっとも、原告は別の仕事で宮古島を離れなければならなかったため、その後の手続きを被告呉屋に委託をして、業務委託契約に則り相応の金員を支払った（甲22、甲2）。

原告が行う動物保護事業のために訴外宮里不動産の取得を検討・実行しようとしていたことは、業務委託契約書（甲2）第1条4項及び同条第5項に訴外宮里不動産の取得について言及されていることから明らかである。

それにもかかわらず、被告呉屋は、被告中原と共謀して、訴外宮里に対して「原告が施設から犬を追い出そうとしている。」という事実と反する説明を行い（甲49、51）、訴外宮里の同情を得て、被告中原に訴外宮里所有不動産を取得させるという背信行為を行った。

ク 被告呉屋の立場について

上記のとおり、被告呉屋は、当初から原告の意向を受けて、活動する立場に過ぎなかったし、業務委託契約（甲2）締結後も、前記のとおり、原告の資金提供を得て活動していたに過ぎず、何をするにも原告の許可が必要であった。ところが、平成30年8月に開催された譲渡会を契機として、被告ラヴィーダの通帳や本件施設の鍵を盗取した頃から、被告ラヴィーダは自分の物だと言い始めた。

宮古島アニマルレスキューチーム及び被告ラヴィーダの通帳は、本件業務委託契約第1条7項記載のとおり、原告が管理していたが、被告呉屋は、原告に対し、宮古島アニマルレスキューチームの通帳を会計処理に使うの

で貸して欲しいと告げて通帳を受け取り、その後返却するよう伝えても返却しなかった。被告ラヴィーダのゆうちょ銀行の通帳も、被告呉屋が虚偽の盗難届を出して原告管理の通帳を無効にした挙句に自身が再発行して取得した。

ケ 乗っ取り行為について

原告は、業務委託契約（甲2）に基づいて、被告呉屋に対し、相応の支払いを行ったうえで、被告呉屋に対し、クラウドファンディング等の実行を依頼していた。

被告呉屋及び被告中原は、乗っ取り行為との原告の主張をすべて否認し、争っているが、原告は、支援者でもボランティアでもなく、業務委託契約を締結し、被告呉屋を雇って動物保護事業を行っていた経営者であり、すべての動物保護事業及び宮古島アニマルレスキューチームに関する権利は資金を拠出した原告に帰属している（甲2。本件業務委託契約第4条ご参照）。

このことは、被告中原及び被告呉屋が乗っ取り行為を実行する平成30年まで、自己資金を一切拠出していないことから明らかである。

第2 被告中原準備書面について

被告中原は、原告や被告呉屋と無関係であること、宮古島アニマルレスキューチームの代表であることなどを主張する。しかしながら、以下のとおり失当である。

まず、上記第1のとおり、動物保護事業の実質的な運営者は原告であるし、宮古島アニマルレスキューチームは、被告呉屋の要望を受けて、原告が資金提供して発足した任意団体である。この経過に被告中原は何ら関与していないのであって（争いのない事実）、その被告中原が、原告の了解なしに、そのほかの動物保護事業とも切り離して、単独で宮古島アニマルレスキューチ

ームの代表になることなどありえない。

この点、被告中原は、被告呉屋が原告に雇われていたと主張している（原告はかかる被告中原の主張を認める。）が、これは、被告中原が、原告と被告呉屋との関係性及び宮古島アニマルレスキューチームが実質的には原告によって運営されていたことを理解していたことの証左である。したがって、訴外中原は、動物保護事業及び宮古島アニマルレスキューチームの事業が原告によるものであることを認識したうえで、乗っ取り行為を行ったといえる。

そして、被告中原は、宮古島アニマルレスキューチーム名義で募金活動したこと、宮古島アニマルレスキューチームの名称を原告に無断で変更し、その後も募金活動を行っていること自体は認めているし、かかる募金活動によって得た利益の管理を原告の了解無く行っていることも被告中原の主張から明らかである。

このような被告中原の行為によって、原告は宮古島アニマルレスキューチームの名称での募金活動を妨害され続けているのであるから、原告の権利・利益が侵害され、原告に損害が発生し続けていることは明らかである。

よって、被告中原は、原告に対し、不法行為責任を負う。

第3 被告カゾック準備書面について

- 1 被告カゾックは、被告中原の不法行為について、使用者責任の成立を争っている。
- 2 しかしながら、上記のとおり、被告中原の行為には不法行為が成立する。
- 3 次に、被告カゾックが被告中原を使用していたことについては、被告中原が被告カゾックの設立時監事に選任されていたこと、被告中原が被告カゾックの理事の名義で活動していたこと、被告中原が行う宮古島アニマルレスキューチームの活動を被告カゾックの活動として容認していたことを被告カゾックが認めていることなどから明らかである。

- 4 以上から、被告カゾックについて使用者責任が生じることは明らかである。
- 5 この点、抗弁事実となる被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたことなどについては、被告カゾックからは何らの主張立証もない。むしろ、被告カゾックの主張に鑑みれば、被告カゾックは、被告中原を放任し、その活動の中身を十分にチェック把握していなかったことが明らかである。いずれにせよ、本事例において被告カゾックの使用者責任が問われるべきことに変わりはない。

以上